

町長交際費 執行基準一覧表

区 分			香料	生花	供箆	見舞	備 考	対応者
議員・三役	現職	本人	10,000	◎	○	5,000	議長連名	町長（副町長）
		配偶者、実父母、子	5,000	◎				町長（副町長）
		義理の父母	5,000	○				議長又は町長 （副議長又は副町長）
	元職	本人	5,000	◎			議長連名	町長
		配偶者・実父母	5,000				元職が生存中	副町長
	一部事務組合						弔電	
各種委員会等	現職	本人	10,000	◎		5,000	教育・選管・農業は連名	町長
		配偶者、実父母	5,000	○				町長又は副町長
	前職	本人	5,000					所管部長
町政功労者	自治功労者		10,000	◎	○			町長
	叙勲者		10,000	◎			叙勲者の会会員	町長
	町内公共団体・補助団体の長		5,000	○		5,000		町長
	前町内公共団体・補助団体の長		5,000					所管部長
職員	現職	本人	10,000	◎	○	5,000	管理職以上は議長連名	町長
		配偶者、実父母、子	5,000	◎			正職員以外は1基	副町長
		義理父母	5,000	○			正職員で喪主に限る	副町長
	元職	本人	5,000	◎			正職員のみ	町長
その他	隣接	市町現職首長	5,000	◎				町長
		同上 首長配偶者・実父母	5,000				生花は協議	副町長
	上記以外の現職首長、元職						弔電・香典等は事例毎協議	
	国・県議会議員	本人	5,000	◎			・衆議院議員・県議会議員は 地元選挙区選出 ・参議院議員は事例毎協議	町長
		配偶者、実父母	5,000	◎				
		元職					弔電・香典等は事例毎協議	
	町長が必要と認める者						弔電・香典等は事例毎協議	

○ 各種委員会委員等

自治法180条の5（教育、選管、農業、固定資産、監査）、
区長、民生・児童委員、行政相談委員、人権擁護委員

- ※1. 隣接市町は、犬山市・江南市・小牧市・岩倉市・豊山町・扶桑町 とする
 ※2. その他町長が特に必要と認める場合は別途協議する。
 ※3. 生花の「◎は1対」、「○は一基」
 ※4. お見舞いは、概ね1週間程度を超える入院の場合（同一要因の場合は初回のみ）